

○公衆浴場法施行条例

昭和 35 年 12 月 17 日条例第 58 号

改正

昭和 61 年 3 月 28 日条例第 21 号

平成元年 3 月 28 日条例第 25 号

平成 12 年 3 月 28 日条例第 46 号

平成 12 年 7 月 14 日条例第 60 号

平成 13 年 3 月 30 日条例第 23 号

平成 19 年 12 月 18 日条例第 69 号

公衆浴場法施行条例をここに公布する。

公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 12 年条例 46 号〕

(定義)

第1条の2 この条例において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和 56 年法律第 68 号)第2条に規定する公衆浴場をいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
追加〔平成 19 年条例 69 号〕

(配置の基準)

第2条 法第2条第3項の規定による一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の一般公衆浴場からの直線距離(浴場本屋間を測定する。)が 350 メートル以上であるものとする。ただし、知事は、土地の状況、人口密度、規模の大小、利用形態等により、配置上適正と認めるときは、その基準を緩和することができる。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する一般公衆浴場については、適用しない。

- (1) 浴槽の注入口における自然温度が摂氏 25 度以上の温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第2条第1項に規定する温泉を使用する一般公衆浴場
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条第1項各号に掲げる事業の施行に伴い、施行者から移転又は除却を命ぜられたために移転する一般公衆浴場で、当該移転後1年以内に従前の営業形態をもって設置するもの
- (3) 営業の全部の停止(法第7条第1項の規定に基づく営業の停止を除く。)が引き続き1年以上の一般公衆浴場に近接して設置する一般公衆浴場
- (4) 既設の一般公衆浴場を従前の営業形態のまま承継して経営する一般公衆浴場

- (5) 既設の一般公衆浴場で、老朽し、又は災害により滅失したものの営業者が、営業の廃止後6月以内に、その場所に従前の営業形態をもって設置する一般公衆浴場一部改正〔昭和 61 年条例 21 号・平成 12 年 60 号・19 年 69 号〕

(措置の基準)

第3条 法第3条第2項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべき設備を設けること。
- (2) 脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に 150 ルクス以上の照度とすること。
- (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴場は、適温を保つようにし、かつ、温度の調節に必要な設備を設けること。
- (4) 脱衣室は、入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。
- (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとすること。
- (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設け、常に清潔にしておくこと。
- (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。
- (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個以上設け、常に清潔に保つこと。
- (9) 洗い場の側壁の高さ1メートルまでの部分、床及び浴槽は、耐水性の材料を用い、洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝には、ふたをして清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにすること。
- (10) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とし、給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7 メートル以上の間隔で設けること。
- (11) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え付け、常に清潔にしておくこと。
- (12) 男女用ともそれぞれ、浴槽の面積は 1.6 平方メートル以上、浴槽の縁の高さはおおむね 0.05 メートル以上とすること。
- (13) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること。
- (14) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。)から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、別に定める基準に適合するものであること。
- (15) 連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を 24 時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。
- (16) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合は、浴室内を十分清掃すること。

- (17) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。
 - (18) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
 - (19) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。
 - (20) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。
 - (21) 浴槽に直接に注入する温水(摂氏 60 度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにすること。
 - (22) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。
 - (23) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。
 - (24) 脱衣室及び浴室は、男女ごとに設け、かつ、12 歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。
- 2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第 10 号、第 12 号及び第 16 号に、その他の公衆浴場にあつては同項第2号、第7号、第8号、第 10 号から第 12 号まで、第 16 号及び第 24 号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

一部改正〔平成元年条例 25 号・13 年 23 号・19 年 69 号〕

第4条 主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては、前条に規定する基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気又は熱気を用いる場合には、蒸気等に対する安全装置を設け、適温が保持できるようにすること。
- (2) 浴室には、シャワー、上がり湯の設備又は適当なよくそうを設け、常に清潔にしておくこと。

(水質検査の実施)

第5条 営業者は、1年に1回(連日使用型循環浴槽の湯水にあつては、1年に2回)以上、第3条第1項第 14 号に掲げる水質の基準についての検査を行わなければならない。

- 2 営業者は、前項の検査により第3条第1項第 14 号の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を知事に届け出るものとする。

追加〔平成 13 年条例 23 号〕

(営業の変更等の届出)

第6条 法第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、その変更、

停止又は廃止の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 法第2条の2第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更したときは、その変更の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成 12 年条例 46 号〕、一部改正〔平成 13 年条例 23 号〕

(手数料)

第7条 法第2条第1項の許可の申請に対する審査については、1件につき 22,000 円の手数料を徴収する。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

追加〔平成 12 年条例 46 号〕、一部改正〔平成 13 年条例 23 号〕

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成 12 年条例 46 号〕、一部改正〔平成 13 年条例 23 号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和 36 年 1 月 1 日から施行する。ただし、この条例施行の際現に浴場業を営んでいる者については、第3条第1項第3号及び第4号の規定は、昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 岩手県公衆浴場営業に関する条例(昭和 23 年岩手県条例第 55 号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に浴場業を営んでいる者で第3条第2項の規定の適用を受けようとするものは、この条例施行の日から 30 日以内に、同条同項の承認の申請をしなければならない。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 61 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 28 日条例第 25 号)

- 1 この条例は、平成元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第2条第1項の許可を受けている者(相続人、合併後存続する法人及び合併により設立した法人を含む。)が経営する公衆浴場の構造設備について、この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第3条第1項に定める措置の基準に適合しない部分がある場合においては、当該公衆浴場を改築し、又は増築するまでの間、当該基準を適用しない。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 46 号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に公衆浴場法施行細則(昭和 34 年岩手県規則第 20 号)の規定によって提出されている届出書は、第4条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例の相当規定による届出書とみなす。

附 則(平成 12 年7月 14 日条例第 60 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年3月 30 日条例第 23 号)

この条例は、平成 13 年5月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 18 日条例第 69 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場でこの条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第2条第1項の許可を受けているもの(当該一般公衆浴場が老朽し、又は災害により滅失したことにより、その営業者がその場所に従前の営業形態をもって設置しようとするもの及び設置したものであって、規則で定めるものを含む。)とこの条例の施行の日以後に新たに設置しようとするその他の公衆浴場(改正後の条例第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場をいう。)で浴槽を設けるものとこの同法第2条第3項の規定による設置の場所の配置の基準については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。